

[商品概要説明書]

納税準備預金

平成25年7月8日現在

1. 商品名	・納税準備預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 預入方法 預入金額 預入単位	・随時預け入れできます ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に払い戻します
6. 利息 適用金利 利払方法 計算方法 税金	変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年3月と9月の当金庫所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・原則非課税
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報について	・店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課(0120-252-248 9:00~17:00)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会(東京三弁護士会)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00)</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所(03-3517-5825 9:00~17:00)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください</p>

	い。
12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は課税されます・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます